

令和8年度事業計画書

令和8年度 事業計画書

I 基本方針

令和8年度についても、引き続き、定款第3条に定める目的を達成するため、市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用して、市町村の財政を支援するための貸付事業をはじめ市町村を支援する事業を積極的かつ効果的に実施する。

道内市町村においては、人口減少や少子高齢化など市町村を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、協会としては、特に、

- ・自治体DXや地球温暖化対策の推進及び地域交通の確保といった市町村の喫緊の課題への対応など市町村の行政ニーズを踏まえた市町村振興支援事業の推進
- ・多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応できる市町村職員の資質向上及び人材育成を図るための研修事業の推進

に重点的に取り組むこととする。

また、長期的に売上が減少傾向にある市町村振興宝くじの販売促進のための広報宣伝活動に市町村と連携しながら積極的に取り組む。

II 定款に定める事業の計画

1 市町村に対する資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)

市町村及び一部事務組合等に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、次のとおり資金貸付を行う。

区 分		長 期 貸 付	短 期 貸 付
予算額 (財源)		貸付金：7,000,000千円 (市町村振興宝くじ基金積立資産)	貸付金：500,000千円 (短期借入金収入)
		事務費：1,547千円(特定資産受取利息)	
貸付対象事業		地方財政法第32条に規定する公共事業で、地方債計画の資金区分において「銀行等引受資金」を借入できる事業	地方財政法第32条に規定する災害関連事業
貸付条件	貸付利率 (本則)	当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付金利から0.3%を減じた利率(上限：年3.0%)	当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付金利から0.3%を減じた利率(上限：年3.0%) ただし、災害救助法の適用を受けた市町村に対する貸付金利は、無利子
	貸付利率 (特例)	財政融資資金の貸付金利が0.4%以上0.7%未満の場合は、0.3%、0.3%以下の場合は、当該貸付金利と同率 ただし、貸付金利の下限は、15年償還0.14%、20年償還0.18%	
	償還期限	15年以内若しくは20年以内(据置期間は、借入団体の希望により、3年以内の任意(年単位)の期間)	貸付年度内
	償還方法	半年賦元金均等償還	一括償還
	貸付時期	貸付年度の5月及び3月	随時
	貸付限度額	原則として1事業5億円以内	

2 市町村振興宝くじ交付金の市町村への交付事業(定款第4条第1項第2号)

市町村が行う地方財政法第32条に規定する事業(公共事業の財源とする場合のほか、公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業)に対して次のとおり交付する。

区 分	交付金の概要	予算額及び財源
新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ等)市町村交付金(規程第3条1号)	市町村交付金交付規程第4条の規定に基づき、均等割(4割)及び人口割(6割)により算定して得た合算額とする。	交付金 750,000千円
合 計	交付金 750,000千円 事務費 130千円	〔受取新宝くじ交付金振替額及び特定資産受取利息〕

3 市町村等が実施する各種事業等に対する助成(定款第4条第1項第3号)

市町村等が地域活性化のために実施する各種事業及び市町村で構成する団体が行う次の事業に対して助成する。

事業名	事業概要	予算額及び財源
(1)いきいきふるさと推進事業助成金	地域の政策課題に基づき、地域の活性化を図るため、市町村又は市町村が関与する実行委員会等が広域的又は小規模(単独)で実施する観光振興や地場産業の振興などに向けた特色あるイベントや広報宣伝事業などのソフト事業等に対して助成金を交付する。	助成金 280,000千円
(2)未来を創る子ども応援事業助成金	地域の小・中・高生を対象として、シビックプライドをはじめ、地球環境問題や先端的な科学技術といったテーマについての学びや体験を通じて、地域の未来を担う子ども達の人材育成に資するソフト事業に対して助成金を交付する。	助成金 50,000千円
(3)地域づくりセミナー開催助成金	地域住民や自治体職員を対象とし、地域の活性化等を図るためのセミナーの開催に要する経費に対して助成金を交付する。	助成金 38,000千円
(4)市町村アカデミー等研修受講助成金	市町村職員等の専門的、実務的資質の向上と国際化対応能力等の育成を図るため、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所が実施する研修の受講に要する経費に対して、当該受講生を派遣した市町村等に助成金を交付する。	助成金 12,000千円
(5)広域消防航空応援交付金	火山噴火、地震、風水害、林野火災等の大規模災害又は高層建築物災害、コンビナート火災等の特殊災害において、北海道広域消防相互応援協定に基づく回転翼航空機による消防航空応援を受けた市町村が支払った実費の範囲内で交付金を交付する。	交付金 3,000千円
(6)災害見舞金	災害救助法の適用区域に指定された市町村に対し、災害の規模及び態様に応じて見舞金を交付する。	見舞金 10,000千円

(7)市町村自治関係 5団体助成金	市町村自治関係5団体が実施する研修事業等に対して助成金を交付する。	助成金	33,065千円
	① 北海道市長会研修等助成事業		13,000千円
	② 北海道町村会研修等助成事業		13,000千円
	③ 北海道市議会議長会研修助成事業		565千円
	④ 北海道町村議会議長会研修助成事業		5,000千円
	⑤ 北海道町村等監査委員協議会研修助成事業		1,500千円
合 計	助 成 金 413,065千円 交 付 金 3,000千円 見 舞 金 10,000千円 事 務 費 1,106千円 合 計 427,171千円	〔受取宝くじ交付金振替額及び受取全国協会等助成金並びに特定資産受取利息〕	

4 市町村の振興に関する調査研究及び情報資料等提供事業(定款第4条第1項第4号)

(1) 調査研究事業

市町村共通の政策課題等について調査研究し、その成果を市町村等に提供する。

事業名	事業概要	予算額及び財源
地域再生に向けたソーシャルビジネスのあり方に関する調査研究事業	急速な人口減少が進む中、条件不利地域における公共サービスの維持と若年世代の定着促進に向けたソーシャルビジネスのあり方について、調査研究に取り組む。	3,553千円
合 計	事業費 3,553千円 (受取宝くじ交付金振替額)	

(2) 情報資料等提供事業

市町村の振興に必要な情報収集や資料の整備を行い、政策情報や行財政関係資料・情報を市町村等に提供する。

事業名	事業概要	予算額及び財源
①市町村ライブラリー提供事業	行財政関係図書・資料等を整備し、市町村職員等の情報収集の場として提供する。	740千円
②情報収集・提供事業	市町村の行財政運営等に関する各種の情報を収集・提供する。	658千円
③市町村政策情報誌(プラクティス)発行事業	「市町村政策情報誌(プラクティス)」を発行する。(年2回、A4判:900部/回)	10,040千円
④市町村要覧発行事業	「北海道市町村要覧」を発行する。(A4判:1,500部)	1,159千円
合 計	事業費 12,597千円 (受取宝くじ交付金振替額)	

5 市町村職員等の資質向上及び人材育成を図るための研修事業(定款第4条第1項第5号)
地域づくりを担う人材育成と資質向上を図るため、各種の研修事業を実施する。

事業名	事業概要	予算額及び財源
(1)北海道市町村長交流セミナー開催事業	市町村長を対象に時宜に即した政策課題をテーマとしたセミナーを開催する。 また、市町村長相互並びに北海道知事及び北海道幹部職員との情報交換を行う「交流の夕べ」を開催する。	3,885千円 ※「交流の夕べ」開催に係る予算額は別途計上
(2)市町村職員外国派遣研修事業	市町村職員等を対象に、諸外国における行政実情や地域づくり等の先進事例の視察調査を通じて総合的行政能力の向上を図るとともに、国際的視野と識見をもった人材を養成することを目的とした研修を実施する。	30,459千円
(3)市町村職員国内先進事例研修事業	市町村職員等を対象に、先進的な取組を行っている道内外の市町村の現地視察や訪問先職員・地域リーダーとの意見交換を通じて資質の向上や人材の育成を図り、今後の個性豊かな地域づくりの推進に資することを目的とした研修を実施する。	3,850千円
(4)市町村職員政策研修会開催事業	市町村職員等を対象に、地域の振興施策に関する知識を深め、その政策能力の一層の向上を図り、市町村の活性化に資することを目的とした研修会を開催する。	3,807千円
(5)市町村職員研修センター運営事業	市町村職員等の資質向上と能力開発の研修を行うため、北海道市長会及び北海道町村会が主体となり設立した「北海道市町村職員研修センター」の運営に要する経費を負担する。	58,130千円
合計	事業費 100,131千円 (受取宝くじ交付金振替額)	

6 その他当協会の目的を達成するために必要な事業の実施(定款第4条第1項第6号)

Ⅲ 市町村振興宝くじの販売促進事業

当協会の主要財源である宝くじ交付金収入の安定確保を図るため、市町村振興宝くじ(サマージャンボ等)及び新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ等)の販売促進に向けて、啓発物資の作成・配布やテレビ等各種広報媒体を活用した広報宣伝活動を実施する。

予算額： 7,131千円 (財源：特定資産受取利息)

Ⅳ 資産の運用

資産の運用は、「資産運用規程」に定める基本方針及び運用方針に基づき、安全で確実かつ有利な方法により行う。

V 北海道自治会館の管理運営

北海道自治会館の共有者である北海道市町村職員共済組合及び入居自治関係団体との連絡調整を図りながら施設等の適切な管理運営を行う。

また、市町村の振興に寄与するため、北海道市長会や北海道町村会等関係団体に対して事務室を無償貸与するとともに、市町村及び関係団体に対して会議室を無償で貸出を行う。

VI その他

1 関係団体との連携

一般財団法人全国市町村振興協会、北海道、北海道市長会及び北海道町村会のほか、道立総合研究機構等の関係団体と密接な連携の下、当協会事業を推進する。

2 ホームページを活用した情報の発信

当協会運営の透明性を高めるため、財務状況や事業活動状況など当協会のホームページを活用した積極的な情報発信を行う。

3 公益目的事業の種類及び内容を記載した書類

公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第1項の規定に基づく同法施行規則第45条第1項第4号で定める書類(公開情報の名称「事業の概要」)は、別添のとおりである。

公益目的事業の種類及び内容を記載した書類（事業の概要）

1 公益目的事業の種類及び内容

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率（％）
公 1	北海道から交付される市町村振興宝くじ交付金を財源として、道内178市町村の振興を支援する事業	89.6

2 事業の内容

【趣旨】

当協会は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ等、ハロウィンジャンボ宝くじ等及びインターネット専用全国自治宝くじ(以下「クイックワン」という。))の収益金等をもって北海道から交付される交付金(以下「道交付金」という。)を原資として、政令指定都市を除く本道市町村等の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業に対する資金貸付事業のほか、地方財政法第32条に定める事業の財源として市町村振興宝くじ交付金の交付事業等178市町村の振興を支援する事業を行う。

【各事業の概要】

1 資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)

【趣旨】

道交付金を原資として、道内市町村等(札幌市を除く。)の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業の財源とするため、地方債制度の枠内での長期貸付事業と一時借入金としての短期貸付事業を行う。

【事業内容】

(1) 貸付条件

ア 利率 ～ 年3%以内(当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付利率から0.3%を減じた利率、なお、財政融資資金の貸付金利が0.3%以上0.7%未満の場合は0.3%、0.3%未満の場合は財政融資資金と同率)(貸付期間が15年の場合は0.14%、20年の場合は0.18%を下限)

イ 償還期限

- ・ 長期貸付 15年以内若しくは20年以内(いずれも据置期間3年以内)
- ・ 短期貸付 貸付年度内

ウ 償還方法

- ・ 長期貸付 半年賦元金均等償還
- ・ 短期貸付 一括償還

(2) 貸付対象事業

- ・ 長期貸付 地方財政法第32条に規定する公共事業で地方債計画の資金区分において「銀行等引受資金」を借入できる事業
- ・ 短期貸付 地方財政法第32条に規定する災害関連事業

【事業実施のための財源】

長期貸付金については、長期貸付金の償還元金と道交付金のうちサマージャンボ宝くじ等並びにクイックワン(8月発売回数分)に係る分を充当し、その財源に不足が生じた場合は市町村振興宝くじ基金積立資産を取り崩して充当する。

短期貸付金については、当該基金積立資産を原資として貸し付ける。また、貸付事業に係る事務費(電算処理委託費や振込手数料など)については、本事業で得た運用益(貸付金受取利息)を充てる。

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業(定款第4条第1項第2号)

【趣旨】

市町村が実施する地方財政法第32条に定める事業の財源として、道交付金及び市町村振興宝くじ基金の一部又は全部を道内178市町村に交付する。

【事業内容】

(1) 交付基準

4割を均等割、6割を人口割(直近の国勢調査人口)により、それぞれ市町村ごとに算定した後、必要に応じ加算を行い交付

(2) 交付金の使途

地方財政法第32条に規定する事業で、市町村が必要とするもの

【事業実施のための財源】

交付金については、道交付金のうちハロウィンジャンボ宝くじ等並びにクイックワン(9月発売回数分)の全額(受取補助金等:受取新宝くじ交付金振替額)及び市町村振興宝くじ基金積立資産を取り崩して充当し、事務費については、特定資産運用益(貸付金受取利息)を充てる。

3 市町村振興助成事業(定款第4条第1項第3号)

【趣旨】

市町村等が地域活性化のために実施する各種事業等に助成する。

【事業内容】

(1) いきいきふるさと推進事業助成金交付事業

地域の課題に対応し、地域の活性化を図るための観光の振興や地場産業の振興などの政策課題に基づき、市町村又は市町村が関与する実行委員会等が広域的又は小規模(単独)で実施する特色あるイベントや試験研究事業などのソフト事業に対して助成金を交付

(2) 未来を創る子ども応援事業助成金交付事業

地域の小・中・高生を対象としたシビックプライドの醸成や国際理解教育をはじめ、地域環境問題や科学・先端技術教育といった地域の未来を担う子ども達の人材育成に要するソフト事業に対して助成金を交付

(3) 地域づくりセミナー開催助成金交付事業

地域住民や自治体職員が地域づくりを推進するためのセミナーを自主的に開催する市町村に対して助成金を交付

(4) 市町村アカデミー等研修受講助成金交付事業

市町村職員等の専門的、実務的資質の向上や国際化対応能力等の育成を図るため、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所が実施する研修の受講に要する経費について、当該受講生を派遣した市町村等に対して助成金を交付

(5) 広域消防航空応援交付金交付事業

火山噴火、地震、風水害、林野火災等の大規模災害又は高層建築物災害、コンビナート火災等の特殊災害において、北海道広域消防相互応援協定に基づく回転翼航空機による応援のために要した経費で、消防航空応援を受けた市町村が支払った経費に対して、1災害300万円を限度とする実費額の範囲内で交付金を交付

(6) 災害見舞金交付事業

災害救助法の適用区域に指定された市町村に対して、その復旧対策の促進を図られるよう災害規模及び態様に応じて見舞金を交付

(7) 市町村自治関係5団体助成金交付事業

北海道市長会、北海道町村会、北海道市議会議長会、北海道町村議会議長会及び北海道町村等監査委員協議会が各種研修会等の開催に要した経費に対して助成金を交付

[事業実施のための財源]

これらの事業は、いずれも対価を得ることのない事業であり、事務費を含む財源の全ては特定資産運用益(貸付金受取利息、基金積立資産受取利息)、受取補助金等(受取宝くじ交付金振替額、受取全国協会等助成金)及び雑収益(受取利息)を充てる。

4 調査研究及び情報資料等提供事業(定款第4条第1項第4号)

[趣旨]

市町村の振興に必要な調査研究及び情報収集や資料の整備を図り、政策情報や行財政関係資料・情報を市町村等に提供する。

[事業内容]

(1) 調査研究事業

市町村共通の政策課題等について調査研究を行い、その結果を報告書として作成し、市町村等に提供する。

(2) 情報資料等提供事業

ア 「市町村ライブラリー」の整備・提供

行財政関係図書・資料等を整備し、市町村職員等の情報収集の場として提供する。

イ 情報の収集及び提供

市町村の行政運営等に関する各種の情報を収集し提供する。

ウ 情報誌の発行

道内市町村の基礎的なデータや市町村職員の政策形成能力向上に資するための先進事例情報等を掲載した各種の情報誌を発行する。

[事業実施のための財源]

これらの事業は、いずれも対価を得ることのない事業であり、事務費を含む財源の全ては特定資産運用益(貸付金受取利息、基金積立資産受取利息)及び受取補助金等(受取宝くじ交付金振替額)を充てる。

5 研修事業(定款第4条第1項第5号)

[趣旨]

市町村職員等の資質向上や人材育成を図るため、各種研修を実施する。

[事業内容]

(1) 北海道市町村長交流セミナー開催事業

道内市町村における当面する政策課題をテーマに、市町村長が一堂に会したセミナーを開催する。

(2) 市町村職員外国派遣研修事業

市町村職員等を対象に、諸外国における行政実情や地域づくり等の先進事例を視察調査し、これらを通して総合的行政能力の向上を図るとともに、国際的視野と識見をもった人材を養成する。

(3) 市町村職員国内先進事例研修事業

市町村職員等を対象に、個性豊かな地域づくりや行政課題解決に向けた取組を行っている道内外先進市町村の実態を学ぶとともに、訪問先の職員や地域リーダーとの意見交換を行い、今後の地域づくりや自治体運営等に資することを目的として研修を実施する。

(4) 市町村職員政策研修会開催事業

市町村職員等を対象に、地域の振興施策に関する知識を深め、その政策能力の一層の向上を図り、市町村の活性化に寄与することを目的とした研修会を開催する。

(5) 市町村職員研修センター運営費負担

道内の市町村職員等の資質向上と能力開発の研修を行うため、北海道、北海道市長会、北海道町村会及び当協会が組織する「北海道市町村職員研修センター」の運営に要する経費を負担する。
 [事業実施のための財源]
 これらの事業は、いずれも対価を得ることのない事業であり、事務費を含む財源の全ては特定資産運用益(貸付金受取利息、基金積立資産受取利息)及び受取補助金等(受取宝くじ交付金振替額)を充てる。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

3 個別の事業内容

(1) 公益目的事業について

事業番号	公 1
------	-----

(2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1号から第5号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	当協会は、「道内市町村の健全な発展を図るために、市町村を支援する諸事業を行い、もって道民の福祉の増進に資することを目的とする。」としており、こうした市町村振興に対する支援事業を通じて地域住民(不特定多数の者)の利益の増進に寄与している点において、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」である。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))		
事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明
		その他説明事項
(12) 資金貸付、債務保証等	1. 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。 3. 対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。 4. 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。 5. 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。) 6. 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。) 資金貸付事業について 1. 宝くじ(当せん金付証票)は、地方財政法第32条により公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして、総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、発売することができることとされており、その収益金の使途は、発売目的に定める事業に限定されている。 市町村振興宝くじの収益金をもって北海道から当協会に交付される交付金は、北海道が定めた「市町村振興宝くじ交付金交付要綱」で、その対象事業の一つとして、当協会が行う「市町村の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業に対する資金貸付事業」とされている。当協会においても、「北海道内の市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための貸付事業等、市町村を支援する事業を行い、もって道民福祉の増進に資することを目的とし、定款に明記している。 2. 貸付の対象事業は、上述したとおり、市町村が行う公共事業であり、その事業への低利率での資金貸付であることから、道内市町村の振興を支援する事業に合致している。 3. 市町村の健全な発展を目的として行う事業として道内全ての市町村を対象に低利な資金を活用した公共事業の実施を通じて、地域住民(不特定多数の者)の利益の増進に寄与している。 5. 団体別貸付実績(団体名、事業名、貸付額)は、HPに掲載の事業報告書で公表している。 6. 長期貸付は、地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けた事業を貸付の対象としていることから、地方債の発行に係る届出及び協議の同意又は許可を所管している北海道(総合政策部地域行政局市町村課)が関与している。

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>調査研究及び情報資料等提供事業について</p> <p>1. 当協会においては、「市町村の振興に関する調査研究及び情報資料等の提供事業」を柱事業の一つとして定款に明記している。</p> <p>2. 調査研究事業にあつては、市町村共通の政策課題等について調査研究し、その成果を市町村等に提供している。 また、情報資料等提供事業にあつては、各成果物の発行の都度、市町村等関係機関に無償で提供するとともにHPに掲載し、一般にも公開している。なお、当該資料の閲覧希望者には、当協会の市町村ライブラリーで閲覧に供している。</p> <p>3. 調査研究事業及び情報資料等提供事業の実施に当たっては、専門的に調査研究している大学や専門機関に調査業務を委託しているほか、道内市町村の基礎的データを掲載した資料については、北海道総合政策部地域行政局の編集により発行している。</p> <p>4. 調査研究事業等に係る外部委託は、関連情報の収集や印刷製本・配付等であり、具体的な課題等の検討・整理や取り扱うテーマについては、当協会が担っており、委託期間の各要所で適切に関与している。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>研修事業について</p> <p>1. 当協会においては、「市町村職員等の資質の向上及び人材育成を図るための研修事業」を目的達成のための事業として定款に明記し公表している。</p> <p>2. 研修事業は、地方自治に関する専門的・実践的知識や技術の習得を目的としていることから、道内全ての市町村職員を対象としており、全体の奉仕者である市町村職員を介して、地域住民に対し必要な行政サービスが提供されている。</p> <p>3. 研修会の講師は、大学の教授や専門的・実践的な研究等を行っている機関等の第一人者など、市町村単独ではなかなか招聘することができないような講師を起用するなどし、質の確保に努めている。</p> <p>4. 講師の謝金は、当協会の「講師等謝金基準」に基づき支出するが、特別な事情(著名人等)によりこの基準によりがたいときは、その講師の身分やマスコミ等の出席度合、他団体の招聘状況等を勘案しながら、社会通念上、適正と思料される額を提示するなど、適切な謝金の支払を確保している。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>市町村振興宝くじ交付金交付事業及び3の市町村振興助成事業について</p> <p>1. 事業目的</p> <p>北海道が定めた「市町村振興宝くじ交付金交付要綱」で、「交付金は、当協会が行う事業の財源とするため交付する。」とされており、その事業の一つとして「交付金を市町村に配分すること。」とされている。</p> <p>当協会においては、「市町村振興宝くじ交付金を市町村に交付する事業」及び「市町村等が地域活性化等のために実施する各種事業等に対する助成」をそれぞれ柱事業の一つとして定款に明記している。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア) 2の「市町村振興宝くじ交付金の交付事業」は、当該宝くじの発売趣旨に基づき、交付の対象である札幌市を除く道内178市町村が行う公共事業等を通じて広く地域社会に受益が及んでいる。</p> <p>3の「市町村振興助成事業」の助成対象は、道内178市町村及び北海道市長会や北海道町村会などの地方自治関係団体であり、その助成対象事業である地域振興事業や災害復旧等支援事業を通じて地域住民に受益が及んでいる。</p> <p>また、市町村や自治関係団体が実施する研修事業は、道内全ての市町村職員が専門的・実践的知識、技術を習得することにより、当該職員を介して地域住民に対し必要な行政サービスが提供されている。</p> <p>なお、上記2及び3の事業結果については、HPIに掲載の事業報告書で公表している。</p> <p>イ) 事業の質を確保するため、全ての事業について、北海道市長会、北海道町村会から意見徴取を行い必要に応じて事業の見直しを行っている。</p> <p>ウ) 審査・選考が必要な3の「市町村振興助成事業」については、学識経験者(大学教授)、北海道、北海道市長会及び北海道町村会の職員で構成する「助成金審査会」で審査・決定し、公平性を確保している。</p> <p>エ) 業界団体等の販売促進や共同宣伝のような事業は行っていない。</p>	
-----------------------------	---	--	--

(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関